

(問1) 保育所を取り巻く環境について

次の項目についてお教えてください。

- ・保育所数、保育士有資格者数
- ・保育所における、保育従事者に占める有資格者の割合(認可外施設も含む)

保育所の増加に伴う、最近の保育士確保の状況について、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

1 保育所数については、平成19年4月1日現在で22,848か所になっており、保育士有資格者についても、同じく平成19年4月1日現在で826,808人となっている。

また、保育所や認可外保育施設における保育従事者に占める保育士資格を有する者の割合は、

認可保育所については、平成14年10月1日現在で90.8%、

認可外保育施設については平成15年10月1日現在で62.3%

となっている。

2 保育士の確保については、毎年150か所前後の保育所が増えているものの、保育士資格取得者についても毎年4万人程度おり、全体として必要な数の保育士は確保できていると考えている。

表1 保育所数等

保育所数	22,848か所
(うち公立)	11,603か所
(うち私立)	11,245か所
保育士有資格者数	826,808人
保育従事者に占める有資格者の割合	
(認可保育所)	90.8% (286,769人 / 315,707人)
(認可外保育施設)	62.3% (25,192人 / 40,467人)

(出典)

保育所数：福祉行政報告例（平成19年4月1日現在）

保育士有資格者数：(社)全国保育士養成協議会より（平成19年4月1日現在）

保育従事者に占める有資格者の割合：

 (認可保育所) 社会福祉施設等調査（平成14年10月1日現在）

 (認可外保育施設) 地域児童福祉事業等調査（平成15年10月1日現在）

表2 保育所数等の推移（各年4月1日現在）

	H15	H16	H17	H18	H19
保育所数（か所）	22,354	22,490	22,570	22,699	22,848
保育士資格取得者数（人）	41,344	44,182	48,701	-	-
保育士有資格者数（人）	-	361,391	641,513	730,467	826,808

表3 保育士の需給について（平成17年）

			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
需要	入所児童数	H17.4.1	78,755	553,322	444,699	917,020
		H18.4.1	78,420	561,873	437,930	925,387
		差引	335	8,551	6,769	8,367
	入所児童数の増減に対し、配置基準上、必要となる保育士数		112	1,425人	338	279
	(A)		1,254人			

保育士配置基準 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1

需要	保育所保育士の退職により必要となる保育士数	36,324人
	(B)	

供給	保育士資格取得者(C)	48,701人
----	-------------	---------

差引過不足	(C) - { (A) + (B) }	11,123人
-------	---------------------	---------

(問2) 保育士資格取得方法別の人員データについて

保育士資格を取得するためには、

高校卒業後指定保育士養成施設を卒業するか、もしくは、
保育士試験に合格することが必要である

と理解していますが、資格取得方法()別の人員をお教えてください。

また、については、受験要件毎の人員および試験合格率についてもお教えください。

(回答)

1 保育士資格を新たに取得した者は、平成17年度においては48,701人であり、そのうち指定保育士養成施設卒業者が42,410人、保育士試験合格者が6,291人となっている。

2 また、平成18年の保育士試験全体の合格者は4,755人、合格率は14.5%である。そのうち、受験要件毎の合格者及び合格率は、短大卒相当が合格者4,751人、合格率は14.6%であり、高校卒相当は合格者3人、合格率1.8%、中卒相当は合格者1人、合格率1.6%となっている。

<参考>平成18年保育士試験における合格率等

	受験申請者数	合格者	合格率
全体()	32,734人	4,755人	14.5%
うち短大卒相当	32,509人	4,751人	14.6%
うち高卒相当	163人	3人	1.8%
うち中卒相当	62人	1人	1.6%

(社)全国保育士養成協議会に試験実施を委託していない自治体(神奈川県、新潟県、兵庫県、大分県、宮崎県、沖縄県)を除く。

(問3) 指定保育士養成施設について

指定養成施設への入所資格については、高校卒(相当)以上(児童福祉法施行規則第6条の2)となっており、高校中退者や中卒者は大学検定試験を受けなければ入所することができません。入所の要件として、高校卒以上に限定する必要性について、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

- 1 保育士は、主として保育所等において乳幼児の保育を行う者であり、乳幼児のその後の人間形成の基礎を培う重要な時期に長時間接する者であることから、指定保育士養成施設については、一定の知識や素養を確保する観点から、指定保育士養成施設の入学資格を高等学校の卒業生等としているところである。
- 2 これについては、他の福祉関係資格である社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設においても同等以上の入学資格を設定しているところであり、指定保育士養成施設の入学資格について、特別高い入学資格を設定しているとは考えていない。

(問4) 保育士試験について

- ・ 保育サービスの水準の向上を図っていくために保育士の資質の向上が必要であること、また、地域の子育ての中核を担う専門職としての保育士の重要性が高まっていることに関しては、理解しておりますが、保育士試験の受験の際に、高校卒業者および中学卒業者（高校中退者を含む）についてのみ、実務経験を課すことの趣旨について、ご説明ください。
- ・ 保育士試験受験に必要な実務経験の内容について、ご説明ください。また、実務経験の実態（就業先の多寡）について、貴省の見解をお聞かせください。
- ・ 実務経験要件については、「保育士養成施設を卒業した者以外にも、児童の保育に情熱を持つ有為の人材を確保するため、幅広く資格取得の機会を与えようとするもの」であると、規制改革要望（あじさい）に対して回答をいただいているところですが、実務経験の機会の少なさに鑑みると、高校卒業者・中学卒業者に対する資格取得の機会は極めて限定的であり、幅広く資格取得の機会を与えることにつながっていないと考えます。この点につき、貴省の見解をお聞かせください。
- ・ 現行の実務経験要件は、そもそも撤廃すべきであると考えておりますが、すぐに撤廃できないのであれば、
 - イ．実務経験を積む機会が少なく、受験要件として十分機能しているとは言い難い現状を早急に解消すること。
具体的には、
 - フルタイム勤務（1日6時間×1月あたり20日以上）要件を緩和し、パートタイム勤務も対象とすること
 - 年限（高卒2年、中卒5年）を短縮すること
 - 実務経験として認定する施設対象を拡大すること（認証保育所などの認可外施設や学童保育も含めるなど）
 - また、
 - ロ．実務経験の内容を拡大すること。
具体的には、子育て経験を実務経験として認めること。
などが必要と考えられますが、貴省の見解をお聞かせください。

(回答)

- 1 保育士試験の受験資格については、保育士が乳幼児のその後の人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に長時間接する者として、一定の資質を保持している必要があることや、高等学校卒業等の後、指定保育士養成施設において2年以上修業する者とのバランスを踏まえ、短期大学卒業程度としているところである。
- 2 一方で、児童の保育に意欲を持つ有為の人材を確保という観点から、高等学校卒業者等について一律には除外しないこととしたものであるが、受験者全体のバ

ランスを考慮し、短期大学卒業者等との修学期間の差に相当する期間について児童福祉施設等における実務経験がある場合については、その期間を評価し、受験資格を認めることとしているものである。

3 実務経験については、現在、児童福祉施設等における実務経験に限定しているため、2年ないし5年の実務経験を積む機会が限定的であるとは認識しているが、短期大学卒業相当を受験資格としている保育士試験の性質上、実務経験の撤廃や期間の短縮については困難である。

4 ただし、現在、限定されている実務経験の機会の拡大のため、フルタイム勤務要件や実務経験の対象としている施設の範囲の見直しについて、検討してまいりたい。その際、子育て経験を実務経験として認めるかについては、様々な子育ての形が想定される中で、子育て経験を一律に評価することはできないため、実務経験として認めることは難しいものと考えている。

(問5) 保育の仕事に情熱を持つ人材の就業を促進する施策について

保育に従事する者の求人は有資格者を要件としていることが多く、保育の仕事に情熱がある者が保育に従事するためには、資格取得までのハードルが高い実態があると考えています(時間・費用・試験の難しさなど)。

このような状況を打開するために、例えば保育に関する入門的な資格を新設し、保育の現場に最低限必要な知識(安全や衛生、栄養に関すること)等の修得について認定を付与することにより、保育の仕事への就業の道を拡大することにつながると考えますが、貴省の見解をお聞かせください。

(入門的な資格の試験内容は、現行の保育士試験内容より軽減することとします。)

(回答)

- 1 保育所は、0歳から就学前までの児童が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであることから、児童が健康、安全で情緒の安定した生活を送るとともに、その時期に相応しい健全な発達を保障することが必要である。また、保育所は、幼稚園と同様に幼児教育を担っているところである。こうした点を踏まえ、保育に従事する職員の資格及び養成の仕組みも、専門性を確保する観点から設けられているところである。
- 2 指定保育士養成施設の修業教科目及び保育士試験の試験科目については、児童の保育及びその保護者に対する保育に関する指導を行うという保育士の業務内容を踏まえ、その業務の適切な遂行に必要な知識及び技術を習得するために必要と考えられる科目を定めているところである。
- 3 特に近年、通常の保育に加えて、延長保育、一時保育などの特別保育の対応、問題を抱える家庭の支援、障害児の受け入れへの対応、子どもの幼児教育や発達支援の観点から、保育現場で保育従事者に求められる資質能力は高度になっており、保育士の専門性や実践力をどのように高めていくかが課題になっているところである。また、社会福祉士、介護福祉士など他の社会福祉分野においても、より高い専門性や実践力の確保のため養成課程の充実や国家試験を課すなどの資格取得方法の見直しをする流れとなっているところである。こうした点を踏まえれば、保育の分野で、新たに入門的な資格を設けることは、保育現場の課題や保育の質の確保の観点から適当でない。
- 4 もとより、有資格以外の保育の仕事に情熱を持つ者が、保育の仕事への就業する途を拡大するためには、入門的な資格を設けることよりも、保育所のみならず、家庭的保育(保育ママ)や地域の子育て支援など多様な保育サービスや子育て支援サービスを拡大することにより、こうした分野での仕事の機会を増やしていくことが必要である。こうした仕事の経験を積んだ上で、保育士資格を取得するキ

キャリアパスを広げていくことが重要と考える。この点は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の議論を踏まえ、取り組んでまいりたい。